

広島県告示第六百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県尾三地域事務所建設局において、平成二十年七月二十八日までの間、縦覧に供する。

平成二十年七月十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道大草三原線	三原市久井町山中野字大仙沖一一五二番地先から三原市久井町山中野字新入窪一一七五番一地先まで	平成二〇年七月一四日